

## 令和7年度第2回高知県環境審議会議事録

日時：令和8年1月21日（水）13:30～15:30

場所：高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階 大ホール「桜」

出席委員：一色会長、石川委員、岩神委員、岡崎委員、岡村委員、古味委員、澤村委員、  
時久委員、野村委員、濱田委員、細川委員、森委員、横川委員、吉澤委員  
オンライン参加：康委員、佐藤委員、常川委員

事務局：林業振興・環境部部長、林業振興・環境部副部長（総括）、環境計画推進課、  
その他関係課

### 1 開会

### 2 林業振興・環境部長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

審議に入る前に会議録署名委員の指名を行う。

運営規程により会長が指名することとなっており、「岡崎委員」と「時久委員」をお願いする。

### 4 諮問事項

第14次高知県鳥獣保護管理事業計画の策定について、第6期高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定について、第6期高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定について、第1期高知県第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画の策定について、横倉鳥獣保護区特別保護地区の指定について、中山間地域対策課 小原企画監より資料1に基づいて説明を行った。

（質疑応答なし）

#### 【一色会長】

質問がないようですので、本案件は自然環境部会に付託することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

#### 【一色会長】

ご異議ないようですので、本案件は自然環境部会に付託します。

なお、各部会に付託した案件につきましては「高知県環境審議会運営規程」第6条の3の規定により、「部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる」とな

っておりますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

【一色会長】

ご異議ないようですので、各部会に付託した案件につきましては、部会の決議後、会長の同意を得たうえで審議会の決議とします。

## 5 報告事項

### (1) 生活環境部会

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の土砂基準及び水質基準の変更について、生活環境部会 常川部会長より資料2に基づいて説明を行った。

【一色会長】

ただいまの説明につきまして、何か質問はございませんか。

【森委員】

資料2の2ページ、国の定める基準値に改定されたというのは分かります。土砂基準及び水質基準のところは、全部水質基準のほうだけ変更があったのですか。それとも、土砂基準が含まれていますか。単位を見ると、全部リットルなので水質基準かなと考えていました。

【環境対策課 那須課長】

こちらは土壌そのものに含まれる基準と水質の基準とが国の基準に合っていないものがございましたので、国の基準に合わせて改定をしました。

【森委員】

土砂基準と水質基準が両方入っているのですね。例えば土壌だったら、溶出したときの基準や、土砂、あるいは土壌そのものに含まれている基準が一つなのかと思いましたが、ごちゃごちゃしている感じがして分かりづらかったです。

【環境対策課 那須課長】

土壌の溶出液の基準と埋立地からの浸出水の基準の2本柱で改定しております。

## 6 審議事項

高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について、環境計画推進課 田村課長より資料3に基づいて説明を行った。

\*\*\*\* 休憩 \*\*\*\*

【一色会長】

時間となりましたので、会議を再開します。先ほどの説明につきまして、ご意見、ご質問のある方はいませんか。

【石川委員】

資料3の9ページの整理番号27の目標指標「防護柵の設置維持による植生回復状況」について、進捗度が〇になっているのですが、少し気になるところがあるので確認したいと思います。

令和3年度から減少傾向になっており、この傾向が続くと、せっかく防護柵を設置しても、保護しているところで希少種がどんどん消えていきます。

この説明のところに、「今年度は目標値に届かなかったが、現地調査結果より、シカ食害以外の影響（周辺の上層木の樹冠層発達により林床が暗くなった）が大きいと評価されたため、概ね進んでいると判断」と書いてあります。要するに、防護柵を設置したところの光環境が悪くなったということなのですが、そういった変化が起きて希少種が減っていったために消失してしまったと読み取れるわけです。

私が知っている限り、多くは自然植生のところで防護柵を張っています。ですから、高標高域の山岳域が多いのですが、そうでないところもあります。もう平地は少ないですよ。そういった、いわゆる自然植生ではなく、人間が過去に影響を及ぼしてきた「代償植生」と言いますが、代償植生のところに防護柵を張っている場合、人間の影響がなくなると植生の遷移や変化が進み、人間が影響を及ぼす前の元と同じ環境につながります。そうすると、代償植生の希少種を守るためには、その変化を抑制するような操作をしてあげないと、せっかく防護柵を張ったところの希少種も消えていくこととなります。

植生回復状況の数値がずっと減っているのはものすごく気になりますので、検討して必要であれば手を加えることを検討していただきたいと思います。

【自然共生課 濱口課長】

防護柵を設置した後、現地モニタリングを行い、その中で、例えば柵が少々壊れていたら補修するというも行っております。数値的には78.6%ですが、後のフォローをできるようなモニタリングも一緒に行っておりますので、ご懸念のようなことがないよう、今後とも実施させていただければと思っております。

【石川委員】

柵の補修を行っているのは私も知っております。それを行っている人と親しいのですが、1日にかなりの数を回るようです。ものすごい重労働で、山を20キロぐらい歩くと聞いた

こともあります。

現場も知っていますが、柵の補修以外に植生が変化することによって絶滅していくことがあるのです。これは、いわゆる代償植生みたいところだと、人為的な影響がなくなったことによって周辺が変化する、要するに枝などが張って暗くなると、あまり暗いと生き残れない植物は消失していくわけです。

そういったところで防護柵を張って、シカの影響ではないと言っても、目標を達成できない場合には、そのシカ以外の影響を取り除く操作が必要ではないのですか。そういったことも検討していただきたいですという質問です。

**【自然共生課 濱口課長】**

業務の中でそのようなことができないか、また実際に行っているのか委託状況を問い合せて、ご懸念のようなことがないように対応させていただければと思っております。

**【森委員】**

資料3の5ページで、一般廃棄物のリサイクル率が△になっています。リサイクル率をそもそもどうやって出されているのか教えていただけないでしょうか。

**【環境対策課 那須課長】**

リサイクル率につきましては、県内の発生量を元に、最終処分と再生利用の動きを調査して計算をしています。

**【森委員】**

例えば、一般廃棄物は、こういったものを対象にどこから集めているものですか。

**【環境対策課 那須課長】**

調査としては、一般家庭や事業所から出てくるごみでございまして、基本的には市町村が収集して処分をしているものが対象になっております。

**【森委員】**

一般廃棄物というと多様ですよ。リサイクルというのは、いろいろ分解して原料ベースにして、また違うものに変えるというものだと思いますが、どうやって追跡できているのが不思議に思いました。

**【環境対策課 那須課長】**

リサイクルの率としては、プラスチックや紙類が高くなっています。

そういった直接市町村が回収をしてリサイクルに回している分が数値になっているもの

があります。また、焼却した後の焼却灰をセメント原料としてリサイクルに活用しているなどといったものもリサイクルの中にカウントされております。

**【森委員】**

つまり、例えば紙やプラスチックを分別したら、それが分母になって、それをリサイクルしたということになるのですか。

**【環境対策課 那須課長】**

排出量が例えば 100 あって、その中に紙が 20 入っています。それを 18 リサイクルに回せば 18% というような計算の仕方になります。

**【森委員】**

そうすると、一般ごみの中でも、リサイクルできているものと、リサイクルできていないものがある、それが一緒になって結局△になっているのかと思ったのですが、それについてはどうでしょうか。

**【環境対策課 那須課長】**

その傾向はあるとは思いますが。本来分別してリサイクルできるものが、焼却ごみとして回収されているものも多いというのが状況としてはございます。

**【森委員】**

分別されている資源、例えばカンやプラスチックについて、これだけのリサイクル率がありますというのは、それぞれで算出されてるわけですね。

**【環境対策課 那須課長】**

資源ごみとして市町村が回収したものは基本的には 100% リサイクルに回ります。資源ごみとして回収できなかったごみが、焼却ごみとして焼却処分されているということです。

**【森委員】**

重さベースから出しているもので、恐らくこの目標値をクリアするのはなかなか難しいのではないかと考えております。

対策するにしてもリサイクルされたものがどのようなものかによって変わるので、水分を多く含んでいる、あるいは重たいもの、汚泥が入っているものなど、いろいろなものが含まれてその重さになる。そして、それが非常に軽いプラスチックラベルや包装紙などになると、重量ベースだったら相当軽くなってしまいますよね。だから、そういったところで算出方法をもう少し考えたほうがよいのではないかと思います。

あとは、リサイクルされたものを棲み分け、こういったものはリサイクルできているけれど、全部含めるとこうなりましたといった形になると、努力してきたところがたくさん出てくるのではないかと思います。

**【環境対策課 那須課長】**

後ほど廃棄物処理計画の説明の中で触れさせていただきますが、国のリサイクルの考え方や算定式を参考に算出をしております。

**【常川委員】**

まず資料3の2ページについてです。整理番号1の取組の中で、エコアクション21の企業数増減の記述があります。以前、CO<sub>2</sub>可視化に関する事業実績がありますが、実施企業は、実施したまま終わるのでしょうか。例えばエコアクション21など取組につなげることができるのであれば、加えてもいいかと思います。

9、10ページ、自然環境を守る取組についてです。四国会議でクマの話が出てきていました。四国内は総数も少なく、ほぼ把握されていると思うのですが、全国と違って、四国、高知では、計画の中でどう位置づけられているのか教えてください。

最後に、17、18ページに関して、環境教育の実施や取組でニーズの把握をしていますが、総合的な学習の時間だけではなく、今後は、探求学習でのニーズがあると思います。総合的な学習の時間という表記だけでなく、探求に対応できる方が、ニーズがあると思います。

私どものほうでは、気候変動教育ということで、気候対策に関する普及啓発を進めています。令和8年度に向けて、検討いただければと思います。

**【環境計画推進課 田村課長】**

まず1点目の脱炭素の取組につきまして、ご指摘のありましたCO<sub>2</sub>の可視化事業につきましては昨年度も実施しておりまして、正直なところその後のフォローは十分にはできておりません。

ただ、常川委員からもご指摘がありましたように、次のステップにつなげるということで、次年度におきましては、そういった可視化をした事業者に対して、融資面で有益な施策を受けられるような枠組みと連動させながら、まずは、可視化して自分たちの状況を把握していただく。そして、次のステップとしてそれを経営に生かしていくことを更に取り組めるような枠組みも含めて、取組を進めていきたいと考えております。

エコアクション21に関しましては、運用については減少傾向ではあるのですが、第三者経営に取り組む企業さんも増えていく中での選択肢の1つとして、エコアクション21もまた組上に上げていただけるような流れを作れるように取り組んでまいりたいと考えております。

【自然共生課 濱口課長】

2点目と3点目につきまして、自然共生課からお答えさせていただきます。

まずクマにつきましては、基本的に本州側と四国側では全く状況が違います。高知県ではレッドデータブックで絶滅危惧1類に選定をされており、希少動物として保護対象になっております。

また直近で、専門のNPOが確認できたクマの頭数は、四国内で26頭ということです。個体群の維持に当たり100頭程度が必要ということでございますので、絶滅危惧という分類を変える状況ではない、また、過剰に恐れる状況ではないと聞いております。環境基本計画は、希少動物保護の中で整理をさせていただいています。

一方で、県民のクマへの関心が高まっていると考えられることから、どのように周知をしていくかは課題で、関係課と協議して対応してまいりたいと考えております。

3点目につきまして、環境学習の話ですが、探求学習のニーズにも対応をという貴重なご意見として受け止めさせていただきます。また教育委員会にも共有させていただければと思います。

【岩神委員】

海岸のごみを拾うなどの計画を立てようと思い、昨日も海岸を眺めてきました。どういったことが起こっていたかという、「ここへごみを捨てたらいかん、罰金はこれ、拘禁刑はこれ」ということを書いた看板の近くにたくさんごみが捨てられていました。いろいろな活動によってごみを減らしていこうという動きはあるのですが、昔から思っていたことは、本当にそういった罰則規定を適用したことがあるのかということです。

産業廃棄物などをめちやくちやに捨てた場合はそういったことがあっても、一般の人々が行ったことに対して、本当に誰が行ったかを見回っているのでしょうか。確かに町には環境の監視員もいますが、その方たちが止めることはできるのでしょうか。

それから、看板に書いてある名前に福祉保健所もありましたし、警察までありました。そうしたときに実態はどうなのか。これを調べてみないと、ただ単にそこへ書いているだけということもありますので、まず1点それを教えていただきたいです。

昨年12月のある市の定例議会で、議員さんがこのような質問をしていました。ボランティアの方が海岸に着いた漂着物を拾ってきたと。そのボランティアの方が処分をするのに、処分ができないものが出てきたが、海岸に返すわけにもいかないから家に置く、こういったことに対してどう対応していくかという質問でした。

市からの回答は、これがこうだとかあれがこうだとかありました。しかし最後には、「海岸の管理は県」という言葉が絶えず出てきたわけです。県と市の連携をもう少し前へ進めていただかないといけないと感じています。

それで、第六次計画の策定にも関係してくると思うのですが、本当に実効が上がるやり方をしないと、ボランティアの方がそういった形で持ってきたものを処分もできないという

ようなことだったら、特に、その方が高齢の方でしたら、意欲も失ってしまうのではないかという気がします。今後そういったことがないようなシステムを作るようお願いしたいと思います。

#### 【環境対策課 那須課長】

まず1点目の不法投棄のお話につきましては、行為者が特定できる場合には罰則等の適用は考えられますが、海岸ごみや川の漂着ごみは、その行為者が分からない。もしかしたらまちから流れてきたものや海から流れていたものであるということもあり、なかなかその処罰の対象にしづらいという実情があろうとは思っています。

そうした中でご紹介いただきましたように、ボランティアの皆様が片づけを行うなどして、不法投棄防止、再発防止のための看板を立てて回っているということで、地域の活動が進んでいるのかなと思います。それに県も経費を投入する場合もございますし、市町村と連携した支援も行っているところもございます。いちごっこになって、どうしても片付いていないというところもございますが、引き続き市町村と連携しながら、そういったことの解消に努めていきたいと思っております。

それから、せっかく集めていただいたごみが市町村のほうで処理ができないという問題は我々にも時々声が届きます。中には、有料でごみ袋を買わないと引き受けてくれない市町村もあるといったことをお聞きすることもございます。我々のほうからも市町村に対して、ボランティアで活動していただいているものにできるだけ協力をしてもらえるような声掛けはこれまでもやっていますし、引き続きご協力いただけるよう声掛けし、市町村、自治体と住民が連携をすることでまちの美化活動が進めばと思っております。

また2月には、県民一斉美化活動を条例に基づいて実施しておりますので、そういった取組とあわせて、市町村と地域の方々の連携が深まるような声かけをこれからもしていきたいと思っております。

#### 【岩神委員】

なぜこういった質問をしたかという、同じところへずっと捨て続けていることは、そこにいると分かることですから。偶然その場にいないれば対応ができないという話ではないと思います。そこで注意をする時間があってもよいのではないかと思います。

今説明して下さったことは十分分かりますが、どうも話を聞いていると、市と県との間で調整がついてるようなお話なのですが、ついていないのではないかと私は感じております。ですから、本当の意味で調整がつくようお願いしたいと思います。

#### 【一色会長】

それでは会議時間の都合もございますので、本審議事項に関する意見交換、質疑応答は以上で終了させていただきたいと思っております。これまで出された各委員の皆様からのご意見を

踏まえ、今後、更にこの事業を進めていく上で参考にしていただきたいと思います。県の方はよろしく願いいたします。

## 7 その他

### (1) 総合部会

高知県環境基本計画第六次計画の策定状況について、環境計画推進課 田村課長より資料4に基づいて説明を行った。

#### 【一色会長】

私から少しだけ補足説明をさせていただきます。

そもそも環境基本計画の第五次計画を策定する際に、計画期間は5年としていますが、10年後を見据えた形で計画の全体像を考えた上で、第五次計画を前半5年の計画とするというつもりで検討して策定をいたしました。

したがって、今回の第六次計画につきましては、10年間の後半5年間の計画という位置づけで計画の策定作業を進めております。それで、戦略の5本の柱、それから各戦略の中の項目につきましては、基本的に第五次計画の戦略及び項目の事業をそのまま維持をする形で改定を行います。ただ状況の変化に基づいて、表現等の変更や内容についての変更は行っております。

それから、先ほどの説明の中にもありましたように、今回の第六次計画の第五次計画との大きな違いは、国の施策として展開されようとしている自然資本経営とウェルビーイングの実現を計画の視点として盛り込んだ点です。それから、同じく資料3ページにあるように、戦略の1から3につきましては、政策目標を数値目標として明確に掲げるという点です。

### (2) 生活環境部会

第6期 高知県廃棄物処理計画（令和8年度～令和12年度）の策定状況について、環境対策課 那須課長より資料5に基づいて説明を行った。

#### 【一色会長】

ただいま報告をしていただきましたが、次期計画につきましては、現在、部会のほうで審議中でございます。

審議会におきましても、委員の皆さまのご意見あるいはご質問をお伺いして、それぞれの部会の検討に反映させていただきたいと思っておりますので、2つの計画について、どうぞ忌憚ないご意見、ご質問をお願いいたします。

#### 【森委員】

産業廃棄物のリサイクル率が令和元年に上がったというのは、リサイクルした生産量は

変わらないけれど、その排出量が減って分母が下がったことでリサイクル率が上がったのですか。それとも何かリサイクル率を上げるような活動があったのでしょうか。

**【環境対策課 那須課長】**

産業廃棄物につきましては、前回の令和元年度が72%と高い数値に対して、今回の推計値では65%程度ということになっています。

原因の分析でございますが、前回調査時は、汚泥の排出量は減っていますが、リサイクル率が上がっています。汚泥は水分量が多いので、どうしても減容化されてしまうと、100出てもリサイクルに回るのは20という、リサイクル率の向上に寄与しないものです。しかし、汚泥の排出量は減っているにもかかわらず、汚泥自体のリサイクル率が上がっているという数値になっていました。そのため、脱水をしなくても、リサイクルに回るような汚泥の排出量が前回調査時には多かったのかなというのが1点です。

今回の調査時には、瓦礫類のような減容化がほとんどない、ほぼ全量が直接リサイクルに回るようなものの排出量が減ってリサイクル率に影響しているという、二重の数量の変化がこの数字の大きな違いに表れたと分析しています。

**【森委員】**

一般廃棄物は変わっていませんが、産業廃棄物は、こういった大きな変化を分析することで、またリサイクル率を上げることができると思ったのですが、少し複雑ですね。

**【環境対策課 那須課長】**

そうですね。どうしても産業活動によって変動が大きくなるので、一般廃棄物のようにコントロールしにくい分野だと思います。

実態を見ていくと、近年では国のほうでも、処分業者もできるだけ資源回収に努めましょうという動きもこれから始まります。そういった動きの中で、埋立て処分に回っているものの中からリサイクルできるものを抽出していくという動きが広がってくることを期待したいです。

**【森委員】**

カーボンニュートラルや自然と社会を共生するという観点では、一般廃棄物だけではなく、こういった産業廃棄物をいかにリユース、リサイクルできるかが気になると思って質問させていただきました。

**【時久委員】**

資料5の6ページ、県民・事業者・市町村の役割の下の端の、市町村の部分が大変重要な、しかも効果が出る取組ではないかと思います。

実は私、香美市に住んでいるのですが、香美市が段ボールや新聞、雑誌だけをリサイクルとして集めていたのが、お菓子の箱、ティッシュペーパーのビニールの部分を取った部分などの雑紙回収にもすごく力を入れるようになりました。そうすると、燃えるごみの回収量がとても少なくなりました。私の家は3、4人ぐらゐの家族なのですが、2週間に1回ぐらゐしかごみを出す必要がないです。硬い紙も、燃えるごみに入っていた分がリサイクルに回ると燃えるごみがぐっと減って非常に少なくなります。エコクラブのメンバーやお母さん方に聞いても、とにかく「燃えるごみが減りました」「1週間に2回収してくれるけど1回出すか、2週間ぐらゐ経ってから出すぐらゐになって非常に減った」とおっしゃるので、この取組は良かったとだゐぶ前から言い続けています。

市町村の中で効果があつた、こうしたら随分減つたという事例がいくつもあると思います。香美市の活動みたいに細かいことはなかなかできにくいかもしれませんが、もう少し発想を変えたらできるようなことは他にもたくさんありそうな気がするので、是非そういった事例を広げて、市町村が投げかけてくれたら市民も動くだろうと思っています。

岩神さんもおっしゃっていたのですが、海ごみは海を漂つて漂着してくるので、何回拾つても重さも数も変わらないという難儀なところがあつて、何故このようなものが流れてくるのか、これだけ分別をして、これだけ皆が気をつけてやっているのにどうしてここへ流れるようなことになっているのかと思うところがあります。

だから、やはり本質もあるかもしれないけれど、これだけ皆が気をつけているのに、どうして減らないかということは、その視点をしっかり持つて、原因をきっちり分析する必要があります。そうするとまたこの市町村の役割も具体的になってくると思います。

#### 【環境対策課 那須課長】

おっしゃるとおり市町村の取組とそれに連動して地域の皆さまのご協力が一番の鍵になってくると思っていますので、我々も市町村と連携しながら、その取組がうまく進むような形で後押しができる取組を進めていきたいと思っています。

海ごみに関しましては、国交省の補助事業で、海ごみ回収に係る経費を市町村に補助するという事業もござゐます。ただ、河川管理の事業が多くて、環境系の部署がそれを活用していただけていないという実情もござゐます。

「環境部署にこういった補助金があるので活用してください」というアナウンスはしているところではござゐますが、まだ活用には至っていないので、市町村にご紹介をしていきたいと思っています。

#### 【岩神委員】

昨年度の環境審議会の中で再生可能エネルギーのことについて質問をさせていただきました。私は、日本の流れそのものが脱炭素化だとか、地球温暖化だという主張があるため、環境保全に対するブレーキがかけづらゐ部分があるのではないかと感じ取つています。

そういうことで、昨年度の環境審議会で意見を述べさせていただいたわけですが、高知県の環境面での一番大事な根本的な部分を決めておかないといけないと考えています。

例えば、地域ごとにいろいろなことを言われても、地域もそれだけでは判断をしきれません。国がどのようなことを言ってきても、ここまでだったら受けるけれど、ここから先は受け入れないだとか、高知県としてどういった動きをしていくか、将来に向けて決めておかなければいけない。例えば、「国さん分かるけど、うちではこういった事柄を目的に県が守っちゃうきできん」と、そういったことが言える基本的な考え方を提供していただきたいと思っています。

昨年この会では、物部川流域の山の上に大型風力発電所を設置する計画について質問をさせていただきましたが、再度県としての考え方をお伺いしたいと思います。

会社側からは、住民の危惧する件についての回答は一応いただきましたが、回答内容を見たときに、このようなことでよいのかと思いました。住民が心配していることへの回答は「適正に処理をします」といったことがほとんどなのです。

皆さんもご承知のとおり、物部川流域での環境課題は数多く、私どももその解決に向けて様々な協議会の中で長い間、検討、協議をやってきましたのですが、残念なことに決定的な対処策を見いだせておりません。会社側の回答を見るにつけ、我々はよくよく腕が立たないと思っています。「適正に処理します」と言って、これで本当に対処できるのであれば、我々も協議を止めて会社にやらしてもらったらいと思うくらい腹立たしい気持ちです。

そういった会社が物を言ってきたときは、どこかで最初に断れるようなシステムを作っておいていただきたいと思っています。

#### 【環境計画推進課 田村課長】

再生可能エネルギー等の進展につきましては、ご指摘のように推進していく部分と、環境をしっかりと守っていくという部分は国の流れでもありますし、先ほどの計画の中でも、自然資本経営を県として掲げていくということは、やはりそこをしっかりと守っていくということを根本に持ちながらやらないといけないということで、計画の中でも反映させていただいております。

その上で、個別の案件に関して例を言いますと、例えば国でも今、特に大規模な太陽光については規制を強化するというので、各種法令の見直しも行っております。また、県でも対応に関しては独自のガイドラインも策定しておりますので、そういったもの見直しも図りながら、しっかりと事業者に求めていきたいと考えております。

また、今年度につきましては、そういった大規模な開発につきましては、県に相談があった場合の対応を庁内で共有し、しっかりと取り組むようにしております。法令の遵守は当然でございますが、地域との共生をしっかりと図っていただくことを第一として事業者の皆様にお伝えし、初期の段階から環境のことを考えてご対応いただくよう考えております。今後もそういった姿勢を忘れず対応できるようにしてまいります。

**【岩神委員】**

ぜひお願いしたいと思います。

高知県地球温暖化対策実行計画区域施策編でもいろいろと制限をかけていますが、いざとなったときに制限を軽く排除してしまうようなことでは駄目ですから見直しをしていただきたいと思います。

**【一色会長】**

それでは会議時間の関係もありますので、ここでの質疑応答は閉めさせていただきます。

また、事務局から説明がありましたように、環境基本計画、それから廃棄物処理計画につきまして、各委員に照会を行うことになっていますので、皆様のご意見、ご質問につきましては県に提出していただくようお願いいたします。

以上をもちまして令和7年度第2回高知県環境審議会を閉会いたします。